

会員数 401
男 327
女 74
令和8. 1. 1現在

会員の皆様へ
事務局だより
第103号 令和8. 1. 9発行

公益社団法人
香芝市シルバー人材
センター事務局
TEL 79-6601
FAX 79-6671

《Kashibashi Silver Human Resources Center Association》

新年のご挨拶

理事長 山下精久

新年あけましておめでとうございます。
会員の皆様には、お健やかに新春を
お迎えのこととお慶び申し上げます。



平素は、香芝市当局の格別の「ご支援と関係機関、市民の皆様方の暖かいご支援」ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、昨年は大阪・関西万博では世界中から多くの人々が集まり、未来社会の姿を示す場となりました。一方で、夏には国内観測史上最高となる41.8℃を記録するなど、異例の猛暑が私たちの生活や仕事環境に大きな影響を与えました。また、米不足による価格高騰は「食の安心」を改めて考えさせられる出来事でした。

香芝市シルバー人材センターの会員におかれましては、健康に十分留意して仕事に邁進していただくとともに、役員は普及啓発活動と事業拡大を図り、会員諸氏の就業機会が増えるように努力して参りたく存じます。

どうか会員の皆様には、センターの『自主・自立・共働・共助』の理念をもとに、健康の保持と安全就業に心がけて、誠実で丁寧な仕事ぶりで、市民の皆様をはじめ、市当局並びに関係機関のご期待に応え、親しんでいただけるセンターづくりのために、倍旧のご協力をお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様並びにご家族のご健勝とご多幸を祈念いたしましたして、新年のご挨拶いたします。

◎通常理事会の開催状況について

令和7年度第6回通常理事会が11月27日、当センター会議室で理事・監事が出席して次のとおり開催されました。

【議案】

- ① 正会員入会申込者の承認について
入会申込者3名（男3名・女0名）
- ② 令和7年度収支補正予算（第2回）案について
- ③ 第3次中期計画の一部変更（案）について

【報告事項・その他】

- ① 令和7年度事業実績（10月分）について
- ② プラチナ会員申込者について
- ③ その他
議案は、慎重審議の結果、いずれも議決・承認されました。

◆働く喜びと社会参加の輪を拓けよう◆自主・自立・共働・共助◆安全就業

【ご協力ありがとうございます】

◆清掃奉仕活動

昨年10月18日(土)「シルバーの日」に、事務所周辺及び近鉄下田駅付近で清掃奉仕活動を行いました。
会員さんと役職員合わせて14名の参加を頂きました



◆「香芝市ふれあいフェスタ」

昨年11月2日(日)に開催されました「香芝市ふれあいフェスタ」で当センターのチラシ配布や、おもちや遊びの提供を行いました。前回に引き続き、さつまいもやメダカの無料配布では、行列が出るほどの賑わいでした。



就業中の事故に 注意して下さい

昨年、就業中の物損事故が6月に2件、8月に3件・10月に3件の合計8件が5ヶ月の間に発生しました。

会員の皆様には、「安全心得」を再確認し、事故防止に務めて頂きますようお願いいたします。

【お知らせ】

①2026年版会員手帳について

会員手帳の在庫が残り2冊となりました。ご希望の方は、数に限りがございますので、お早めにお申し込みください。

②スマイル トウスマイルの登録について

いて

会員専用サイトスマイル トウスマイルは、センターからのお知らせや情報を受け取ることができる便利なサービスです。まだ登録されていない方は、この機会にぜひご登録ください。

③各種講習会の申し込みについて

事務局だより第102号でお知らせしました「草刈機操作講習会」「植木の手入れ講習会」「ふすま・障子張り講習

会」「接遇・マナー講習会」につきまして、現在まだ空きがあります。ご興味のある方は、ぜひこの機会にご参加ください。

なお、詳しくは事務局までお電話にてお問い合わせください。

④第38回定時総会について

毎年5月にふたかみ文化センター市民ホールで開催していただきました定時総会につきまして、近年の参加人数の減少を踏まえ、開催場所を香芝市総合福祉センター（かしば・屯鶴峯温泉）多目的室へ変更する予定です。あわせて、開催時期につきましては6月に変更する予定としております。

なお、開催日時等の詳細につきましては、決まり次第、改めてお知らせいたします。

仕事中に事故や急病など緊急事態が起こったときは、応急措置を取り、医師の診察を受け、必ずセンター事務局へ連絡してください。

センター事務局（79）6601

◎事業実績について

本年度の事業実績は11月末現在の契約金額（累計）が1億4,591万円で前年同月と比較して348万円、率にして2.4%の増となりました。

労働者派遣事業に於ける4月から11月の受注件数は31件で、契約金額（累計）は、2,396万円となりました。前年同月と比較して件数は4件、契約金額は161万円の減となりました。

就業実績（11月）

月間就業実人員	226人	月間就業率	56.6%
1日平均就業人員	86.3人	1日平均就業時間	4.3時間
1月平均就業日数	11.5日	1月平均配分金額	68,307円

男女別就業実人員（4月～11月）

就業実人員 260人（男214人・女46人） 就業率 65.2%

仕事別配分金実績（4月～11月）

単位：円

区分	令和7年度		令和6年度		対前年比較			
	件数	配分金	件数	配分金	件数	%	配分金	%
専門技術群	0	0	2	4,700	△2	△100.0	△4,700	△100.0
技能群	618	14,553,857	660	15,859,650	△42	△6.4	△1,305,793	△8.2
事務整理群	2	8,200	1	40,700	1	100.0	△32,500	△79.9
施設管理群	112	48,758,362	108	45,468,420	4	3.7	3,289,942	7.2
一般作業群	992	52,713,401	1,108	52,986,575	△116	△10.5	△273,174	△0.5
サービス群	44	309,510	33	279,740	11	33.3	29,770	10.6
その他	0	0	1	27,200	△1	△100.0	△27,200	△100.0
計	1,768	116,343,330	1,913	114,666,985	△145	△7.6	1,676,345	1.5

《 配分金収入に対する所得税（令和7年分） 》

◎配分金支払証明書について

配分金支払証明書は、会員の皆様が昨年中に当センターから仕事の提供を受けて就業し、センターが支払った配分金の支払総額を証するものです。

この証明書は、確定申告（税務署）や市民税・県民税申告の提出（市役所）に必要です。

◎配分金に係る所得税の確定申告、市民税・県民税の申告について

会員のみなさんに支払った配分金は所得税法上「雑所得」に区分され、会員各自において、**令和8年3月16日（月）までに**確定申告をしていただく必要があります。 なお、所得税が非課税の方でも市民税・県民税については、市役所税務課へ申告してください。

◎『配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて』

配分金収入に対しては、「租税特別措置法」第27条の適用により、**65万円**を上限として**最低保障必要経費**が認められています。配分金と給与所得がある場合には、**給与所得控除**（最低**65万円**。ただし、収入金額を限度とします。）が受けられますが、その場合、配分金収入に係る上記の最低保障必要経費（**65万円**）は、**65万円から給与所得控除額を差し引いた残額が最低必要経費となります。**公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を受けられます。

【計算例示】 センターのある会員（66歳）の年間収入は次のようなものでした。

- ① 公的年金収入 200万円
- ② 給与収入 60万円（シルバー派遣による賃金）
- ③ 配分金収入 20万円
- ④ 会員業務委託料 63万円（実際に要した経費 30万円）

(1) 公的年金収入に係る計算

$$2,000,000 \text{ 円 (公的年金収入)} - 1,100,000 \text{ 円 (公的年金等の控除額)} = 900,000 \text{ 円 (A)}$$

※ 割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」（税務署にあります。）から算出してください。

(2) 給与所得（派遣賃金）にかかる計算

$$600,000 \text{ 円 (派遣賃金)} - 600,000 \text{ 円 (給与所得控除額)} = 0 \text{ 円 (B)}$$

(3) 所得金額調整控除額

$$\text{給与所得金額 (B) } 0 \text{ 円} + \text{公的年金等 (上記 (1)) の所得金額 (上限 10 万円)} 100,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} = 0 \text{ 円 (C)}$$

(4) 配分金に係る計算

$$200,000 \text{ 円 (配分金収入)} + 630,000 \text{ 円 (会員業務委託料)} - 300,000 \text{ 円 (実際に要した経費)} = 530,000 \text{ 円 (D)}$$

(5) 所得控除及び所得税額

$$900,000 \text{ 円 (A)} + 0 \text{ 円 (B)} - 0 \text{ 円 (C)} + 530,000 \text{ 円 (D)} = 1,430,000 \text{ 円 (所得金額)}$$

$$1,430,000 \text{ 円 (所得金額)} - 880,000 \text{ 円 (基礎控除)} = 550,000 \text{ 円 (課税所得金額)}$$

$$550,000 \text{ 円 (課税所得金額)} \times 5\% \text{ (所得税率)} = 27,500 \text{ 円 (所得税額)}$$

$$27,500 \text{ 円 (所得税額)} \times 2.1\% \text{ (復興特別所得税率)} = 500 \text{ 円 (復興特別所得税額)}$$

$$27,500 \text{ 円 (所得税額)} + 500 \text{ 円 (復興特別所得税額)} = 28,000 \text{ 円 (納税額)}$$

なお、上記以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、葛城税務署にお尋ね下さい。

○葛城税務署 TEL 0745-22-2721